

意見公募手続（パブリック・コメント手続）制度について

意見公募手続（パブリック・コメント手続）制度は、国の行政機関が命令等（政令、省令など）を定めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的とした制度である。同制度は、従来の「規制の設定または改廃に係る意見提出手続（平成11年閣議決定）」に基づく意見提出手続に代わって、平成17年6月の行政手続法の改正により導入された手続である。

意見公募手続等の概要

【意見公募手続（第39条）】

- 命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案等及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見提出期間（公示の日から起算して30日以上）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
- 公示する命令等の案は具体的かつ明確な内容であって、当該命令等の題名や命令等を定める根拠を示さなければならない。

【提出意見の考慮（第42条）】

- 意見提出期間内に命令等制定機関に提出された命令等の案についての意見を十分に考慮しなければならない。

【結果の公示等（第43条）】

- 意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、（1）命令等の題名、（2）命令等の案の公示日、（3）提出意見、（4）提出意見を考慮した結果及びその理由、を公示しなければならない。

【地方公共団体の取扱い（第46条）】

- 地方公共団体は、同手続について、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

意見公募手続に関するQ&A

Q：意見公募手続とはどのような手続でしょうか？

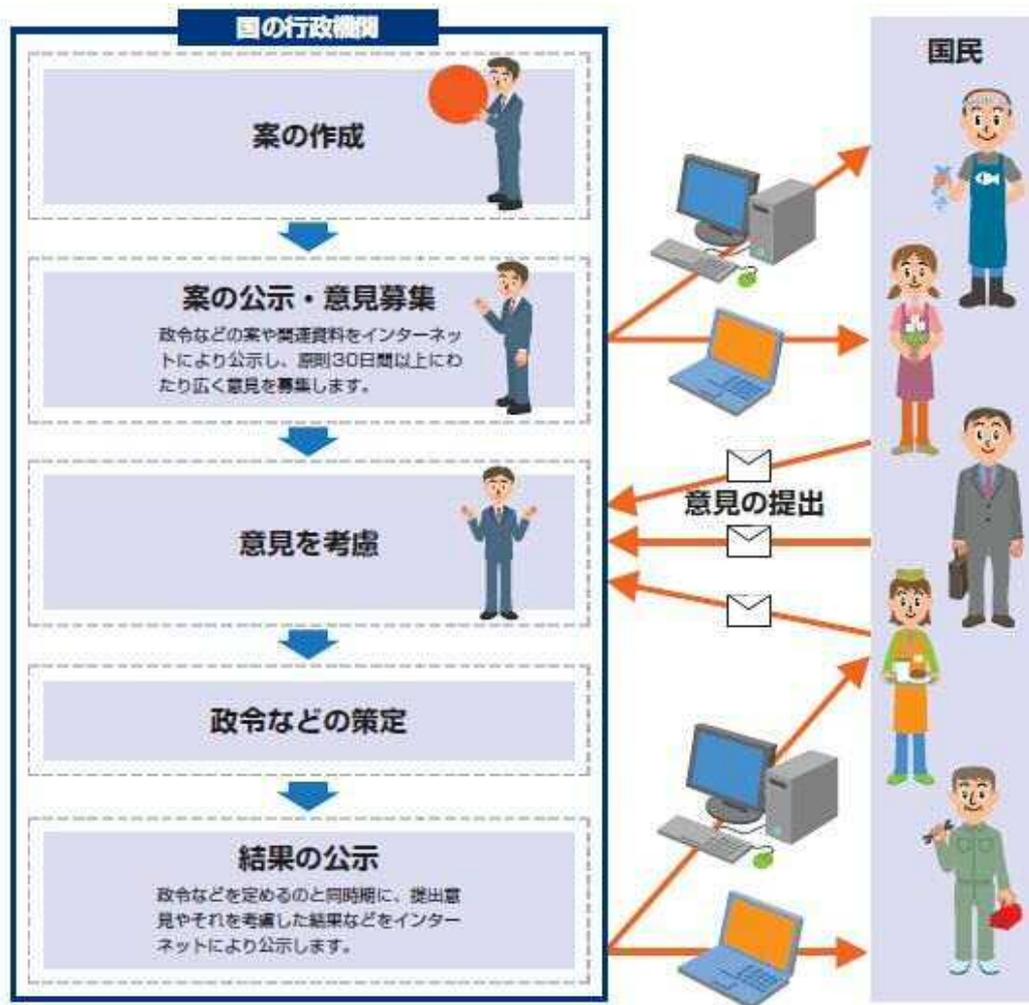
A：意見公募手続とは、「命令等制定機関が命令等（政令や省令など）を定めようとする場合に、この命令等の案を公示し、広く一般から意見を公募する手続」のことをいいます。この手続は、命令等の制定についての意思決定の内容や過程を国民に対して明らかにし、国民の多様な意見・情報を行政機関が把握し、その内容が適切であれば活かしていく話です。したがって、提出意見の数が多いかどうかに着目するものではなく、まして、多数決を導入するものではありません。

Q：提出された意見は、どのように取り扱われますか？

A：命令等制定機関は、命令等の案について提出された意見を十分に考慮しなければなりません。そして、提出された意見や、それがどう考慮され命令等に反映されたか（されなかったか）、なぜ反映されたか（されなかったか）について、命令等の公布と同時期に公示することになっています。

（出典：総務省ホームページ）

意見公募手続の流れ



（出典：意見公募手続等普及啓発用パンフレット）

池田市パブリックコメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、池田市みんなでつくるまちの基本条例（平成17年池田市条例第21号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき本市におけるパブリックコメント手続の対象、実施方法その他必要な事項を定め、執行機関等の意思決定過程の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市政の計画等（以下「計画等」という。）を立案する過程において、当該案の趣旨、内容等を広く公表し、市民等から意見を求め、寄せられた意見に対する執行機関等の考え方を明らかにするとともに、有益な意見を考慮して意思決定を行う一連の制度をいう。

2 この要綱において「執行機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長
- (2) 教育委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 監査委員
- (5) 公平委員会
- (6) 農業委員会
- (7) 固定資産評価審査委員会
- (8) 公営企業管理者

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校等に通う者
- (5) パブリックコメント手続の対象となる計画等について利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等の案（以下「計画案」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の施策に関する基本的な計画の策定又は改廃に係る案
- (2) 都市宣言、市民憲章等の制定又は改廃に係る案

(3) 市政の基本方針を定めることを内容とする条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及び保険料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案

(4) その他執行機関等が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、計画案が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続の対象から除外するものとする。

(1) 迅速な処理若しくは緊急を要するもの又は内容が軽微なもの

(2) 計画等の策定に当たり、意見聴取の手続が法令等により定められているもの

(3) 執行機関等に裁量の余地がないと認められるもの

(実施の決定)

第4条 パブリックコメント手続の実施は、執行機関等が決定する。

2 執行機関等は、前条第2項第1号の規定によりパブリックコメント手続を実施しない場合は、その理由を第6条に規定する方法により公表する。

(計画案等の公表)

第5条 執行機関等は、パブリックコメント手続を実施するときは、計画案を公表する。

2 執行機関等は、市民等が意見等を提出するに当たり、計画案の理解を容易にするために必要と認められる場合は、計画案に代えて、計画案の概要及び骨子を公表し、意見を求めることができるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、執行機関等は次に掲げる事項等を公表しなければならない。

(1) 計画案の目的

(2) 計画案に係る現状と問題点

(3) 前2号に掲げるもののほか市民等が計画案を理解するために必要な資料

4 執行機関等は、前項の公表に際して、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

(1) 計画案に対する意見の提出期間

(2) 計画案に対する意見の提出方法

(3) 計画案に係る資料の入手方法

(4) 計画案についての問い合わせ先

(5) 計画案について意見を提出した市民等の氏名その他の属性に関する情報を公表する旨又は非公表とする旨

(計画案の公表方法)

第6条 パブリックコメント手続の実施に際しては、事前に市広報誌等で予告するよう努めるものとし、計画案の公表は、次に掲げる方法により行うもの

とする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 市広報誌への掲載
- (3) 行政情報コーナーへの掲出
- (4) その他執行機関等が必要と認める方法
(意見の提出期間)

第7条 市民等からの意見等の提出期間については、計画案等の公表の日からおおむね3週間とする。

(意見の提出方法)

第8条 意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 執行機関等が指定する場所への書面の提出
 - (2) 郵便
 - (3) 電子メール
 - (4) ファクシミリ
 - (5) その他執行機関等が必要と認める方法
- 2 意見を提出しようとするものは、氏名及び住所又は居所（そのものが法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び事務所又は事業所の所在地）その他市長が必要と認める事項を明記しなければならない。

(意思決定に当たっての意見の考慮)

第9条 執行機関等は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等に係る意思決定を行うものとする。

- 2 執行機関等は、前項の規定により計画等について意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び当該意見に対する考え方並びに当該計画案の修正を行った場合は当該修正の内容及び理由を、第6条に規定する方法により公表するものとする。ただし、次に掲げる意見については、この限りでない。

- (1) 計画案に対する単なる賛否のみを表明するもの
- (2) 計画案に関連のないもの
- (3) 計画案の技術的修正を求める内容にとどまるもの

3 前項の場合において、執行機関等は、必要に応じて類似の意見及びこれに対する市の考え方等をまとめて公表するものとする。

4 提出された意見の中に、個人又は法人その他の団体の権利利益を害するおそれのある情報等公表することが不適切な情報が含まれていると認められる場合は、その全部又は一部を公表しないこととする。

(意思決定手続の特例)

第10条 執行機関等は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会、その他の附属機関及び執行機関等が設置するこれに準ずる機

関が、第5条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、計画等の策定をし、又は変更する場合は、パブリックコメント手続を行わないものとする。

(情報の提供)

第11条 執行機関等は、パブリックコメント手続の実施状況等に関する情報を市ホームページに掲載し、市民への制度の周知に努めなければならない。

(事務決裁)

第12条 パブリックコメント手続の実施の要否及び実施に係る手続等については、総合政策部行政経営課に合議をしなければならない。

(目的外利用の禁止)

第13条 執行機関等は、この要綱に定める手続を実施するに当たり取得した個人情報について、池田市個人情報保護条例（平成16年池田市条例第2号）に基づき、適切に取り扱わなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項は、執行機関等が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成18年6月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際、現にパブリックコメント手続を実施している計画等の案については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。